

平成28年10月13日

要 望 書

民進党代表 蓮舫殿

〒541-0041

大阪市中央区北浜一丁目2番2号 北浜プロボノビル
平和法律事務所内

Tel:06-6202-5050 / Fax:06-6202-5052

ギャンブル依存症を生む公認ギャンブルをなくす会
事務局 井上善雄

国民の立場に立たれた貴党の御活躍に敬意を表します。

1. 私どもは、平成24年4月に設立したギャンブルによる被害をなくすよう求める任意団体です。会員には、学者、医師、弁護士、税理士らの他、市議や市民活動家などがいます。

さて、平成27年4月第189回通常国会において議員提案されたIR(カジノを中核とする統合型リゾート)法が、今秋にも具体的に審議入りになると伝えられています。これは、民間の事業者にカジノ経営を認め、整備していかうとするものです。

私共はこれに対し、重大な懸念を持って反対するものです。

2. 私共の反対理由の第一は、刑法で禁止している賭博を広く市民を相手として私営企業が本格的に営業するという点です。カジノは、競馬・競輪等の公営競技、また宝くじ・totoと異なります。賭け金のスケールも巨大です。

スロットマシンからルーレット、バカラ、カードゲーム等のような本格的な私営賭博事業の公認は、刑法185条、186条、187条に真っ向から反するものですから、刑法そのものの廃止改正レベルの慎重な審議と国民世論の一致が必要です。

3 .反対理由の第二は、賭博は国民社会に富を増やさず、射倖心のみを利用し、既存のお金の取り合いだけを目的とするもので、カジノはその常習賭博、開帳凶利を目指すものであるからです。

賭博はそれに伴う暴力、詐欺行為、犯罪組織の生成、脱税、マネーローンダリング、そして社会的に病癪者を多数生み出すところから、最高裁判決でも認められているように反社会的です。青少年にはもちろん、社会教育上も有害です。

4 .反対理由の第三は、入場者規制のないカジノ賭博は、国民大衆、特に弱者、夢を持たない人々、病弱者、高齢者、そして年金生活者や生活保護受給者までを収奪する危険なものだからです。現状の賭博も、富者だけでなく、むしろ多数の貧者を収奪しています。

5 .反対理由の第四は、賭博は必ず病癪者、賭博(ギャンブル)依存症を生み、その本人の生活の糧から家族の生活や貯えまでを奪う結果をもたらすからです。

現行の公営競技を含む公認ギャンブル、パチスロにおいても、多数の多重債務者が生まれ、家族にまでその責任を負わせることになっています。この悲惨な社会問題こそ、IR法導入審議より先に解消することが必要です。

6 .反対理由の第五は、原則として開帳された実質賭博場(カジノ場)では全体として客が負けることが決まっており、「胴元」が必ず利益を得ます。その割合は控除率といって、日本の公営賭博では約25%、宝くじは55%です(パチンコ・パチスロでも10~20%といわれています)。

これらの収益は、その事業にかかわる業者らの利権ともなっています。カジノは売上の5~20%がその運営企業の利益になると言われています。

7 .反対理由の第六は、ギャンブル賭博には省庁・監督協力機関の利権が絡んでくるという点です。現にこれまで公認ギャンブルでは天降りも存在し、その是正がいわれ、事業仕分けでも是正が指摘されました。

8 .反対理由の第七は、ギャンブルに脱税が多い点です。パチンコ・パチスロ事業者の脱税は有名ですが、賭け客の側も一時所得による所得税の不申告、脱税事件が存在するように、その金員の行方や納税は公明正大ではありません。

9 .反対理由の第八は、現在のギャンブルでも又カジノでも、投入されるお金は他人から奪ったお金であってもチェックさえできず、不法領得金の流れる先になっているからです。

10 .反対理由の第九は、特にカジノではチップとの交換を通じて無差別・無制限に大金が流入し、いわゆるマネーローンダリングが容易になされる場となるからです。

1 1 . カジノ導入を企図する側は、その観光事業収益やカジノ I R での就労機会の拡大や金銭的収益をいいます。

しかし、その収益が平等に国民に配分される訳ではなく、むしろ国民の富を一部の事業者が奪うものです。

1 2 . 日本は既に世界に例のないミニカジノともいうべきパチンコ・パチスロ店が 1 万 1 0 0 0 軒以上もあり、年間 2 0 兆円以上をも売り上げる状況にあります。こうした中、パチンコ依存症を含め、広義のギャンブル依存症は 5 6 0 万人を超えるといわれます。その多くの人々はまだ自らの病気を自覚していませんが、パチンコ・パチスロや公営賭博を含む賭博資金のためになす窃盗・横領等の犯罪は絶えず、高学歴も含めその身分を問いません。また、不法に得た金の多くがギャンブルに使用されていることも司法上明白です。

1 3 . 私共は、ゲームを人の娯楽の一つとして肯認します。しかし、金を賭けるギャンブル、いわゆる賭博を業とする開帳は、人間の脳に対し特別の快感を与えて夢中にさせ、病気にさせ、依存させ、障害を与えます。これは極めて罪深いことだと考えます。このような魔性を善導・是正するのではなく、カジノを導入することは絶対に反対です。

1 4 . 世界の著名な宗教の教えも、賭博を戒めることはあっても肯認・奨励はしません。

カジノに対する国民の視方は様々あると思います。お金持ちを遊ばせて適当に金をとって収益が得られるならそれも良いし、自分も遊べる場所が増えるのは賛成という意見は、残念ながらギャンブル依存症や大きな弊害、社会的正義や社会的損失までは考えていません。

そして、現在はカジノ I R により利益を得られる企業・団体によって動員された人が、その有益性を言うばかりです。

1 5 . 国会は、I R 法の前にはまず、現在の被害者やその救済にあたっている医師、学者、弁護士、市民活動団体らから意見を聴き、ギャンブル依存症をなくす対策を推進するための立法化を考えてください。少なくとも「アルコール健康障害対策基本法」と同様の項目を含む基本法が必要です。

1 6 . 以上、国会審議にあたられる各党各会派におかれては、現 I R 法案に賛同されないよう切に要望します。